

北海道標津（しべつ）町地域おこし協力隊募集要領

標津町は知床連山のふもと、知床半島と野付半島に抱きかかえられるように存在しており、24km洋上に北方領土国後島が望めます。

標津町の地名の由来は「シベ・ツ＝貴重な食料のあるところ、サケのいるところ」といった意味のアイヌ語からきており、町の成り立ちからサケと深い関わりがあります。

地域資源を活用した体験型観光も盛んに行なわれ、観光振興に力を注いでいます。



1 募集人員

- 1) 観光地域づくり推進員 1名

2 募集要件

- ① 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する方
- ② 心身が健康で、観光振興に積極的に取り組む意欲のある方
- ③ コミュニケーションが得意な方
- ④ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑤ 速やかに標津町に住所を定める方
- ⑥ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- ⑦ WordやExcelなどの一般的なパソコン技術を有する方
- ⑧ 現在の住所地において公租公課に滞納のない方

※上記に加え、以下の条件に該当する方を歓迎します。

【優先】国内旅行業取扱管理者資格所有者

3 活動内容

▼観光地域づくり推進員として、以下の業務に従事していただきます。

標津町の観光資源の掘り起こしや観光メニューの開発、情報収集・発信などを通じて魅力ある観光地づくりを行う活動に積極的に取り組んでいただける方をお待ちしております。

- 南知床標津町観光協会の業務全般に従事
- 地域資源を活用した旅行商品の造成・手配調整、観光案内所の運営、組織運営総務
- 各種イベントの企画運営、SNS等を活用した情報発信、関係団体と連携した活動支援

4 接遇等・福利厚生

1) 身分

- 委託型地域おこし協力隊（個人事業主として業務委託契約）

2) 報酬及び福利厚生等

- 月額275,000円（年額上限3,300,000円）を上限とする。

※健康保険や年金等のご自身で加入していただきます。

- 活動に要する経費として、年額1,500,000円を上限に支払う。対象となる経費は以下。

- ① 住居借上料（上限月額 45,000 円）
- ② 車両維持費（業務等で使用する車両費、燃料費等：上限月額 35,000 円）
- ③ 通信費（データ通信等に係る経費：上限月額 5,000 円）
- ④ 消耗品費・備品購入費（文房具類、パソコン等：上限年額：180,000 円）
- ⑤ その他：活動旅費、研修・資格取得等に要する経費、傷害・賠償保険・健康保険・年金等の各種保険料の他、地域おこし協力隊推進要綱に基づいて町が適正と認めたもの。

3) 任期

- 契約日～令和 7 年 3 月 31 日まで ※着任日については応相談
（活動状況等に応じて、最長 3 年間まで任期の延長有り）

4) 勤務時間等

- 勤務時間／8:30～17:15
※但し、業務の都合により、就業時間・休憩時間を変更する場合がある
- 勤務日／原則、週 5 日間を業務日とする。
※但し、業務の都合により、業務日を変更する場合は標津町及び観光協会と要協議

5) 兼業について

- 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業を行うことができる

5 応募手続き

- 1) 応募期限 随時 ※採用次第受付終了
- 2) 応募方法 次の必要書類を担当窓口へ提出してください（メール・郵送可）
 - ① 所定の応募用紙（Word 版が必要な場合はご連絡ください）
 - ② 履歴書
 - ③ レポート
 - ④ 住民票の写し
 - ⑤ 普通自動車運転免許証の写し

6 選考

- ① 第一次選考：所定の応募用紙と履歴書とレポートの書類選考
 - 応募期間内に必要書類を提出してください
 - 募集終了後 10 日程度を目処に、メールや電話等で選考結果をお知らせします
 - レポートテーマ：「標津町の観光地域づくりに活かしたい私の能力」
 - 履歴書は市販のもので提出ください（必須：写真貼付・学歴・職歴・家族構成）
- ② 第二次選考：第一次合格者を対象に、面接試験を実施
 - 都合の良い場所、日程を調整し、面接試験を実施します
 - ※面接試験の場所や日程、実施方法については相談のうえ決定します
（状況によってオンラインでの面接の場合もある）

7 担当窓口（書類送付・お問い合わせ先）

標津町役場商工観光課
〒086-1632
北海道標津郡標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号
TEL：0153-85-7246 FAX：0153-82-1787
Mail：kankou@town.shibetsu.lg.jp